

2. 在留期限までに出国できない方に対する措置(P.8~11)

➤ 出国ができない場合の特例

本国等への帰国が困難な外国人に係る取扱いについての資料（翻訳版あり：英語、中国語（簡・繁）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語など）
<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005847.pdf>（日本語）



原則的な取扱い①

原則：現在の在留資格に応じて、在留資格「特定活動」などを許可します。

- 1 在留資格「留学」で在留中の方又は帰国が困難となったことに伴い「留学」から「短期滞在」への在留資格変更許可を受けて在留中の方
 ⇒ 就労の希望の有無に応じて、「特定活動（6月・週28時間以内のアルバイト可又は就労不可）」を許可します。

- ※ 2020年10月19日から教育機関の卒業の時期や卒業したかどうかを問わない取扱いに変わりました。
- ※ 本特例により、「特定活動」への在留資格の変更を希望する方で、在留資格「家族滞在」をもって在留している又は在留していた配偶者及び子がいる場合は、これらの方についても同時に「特定活動」への在留資格変更許可申請を行ってください。
- ※ 2020年に教育機関を卒業した留学生で「留学」の在留資格を有し、資格外活動の許可を受けている方が、帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる場合は、教育機関に在籍している間でなくとも1週につき28時間の範囲内で資格外活動を認めます。

- 2 以下(1)~(3)の在留資格で在留中の方のうち、就労を希望する方

- (1) 「技能実習」又は「特定活動（外国人建設就労者（32号）、外国人造船就労者（35号）」で在留中の方
 ⇒ 「特定活動（6月・就労可）」への在留資格変更を許可します。

- ※ 従前と同一の業務に従事する場合は対象ですが、従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に関する業務（技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業（「7その他」を除く。）」で就労することも可能です。

移行対象職種・作業一覧はこちら ⇒ <https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200717-5.pdf>



予定されていた技能実習を修了した技能実習生のうち新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により帰国が困難と認められる方も、2020年9月7日から本措置だけでなく、特定活動「雇用継続支援」の対象になりました。

次ページ
に続きます

2. 在留期限までに出国できない方に対する措置(P.8~11)

原則的な取扱い②

- (2) 上記2(1)以外の「特定活動」で在留中の方
- ① インターンシップ（9号）及び製造業外国従業員（42号）で在留中の方
⇒ 「特定活動（6月・就労可）」への在留資格変更を許可します。
 - ② サマージョブ（12号）
⇒ 「特定活動（3月・就労可）」への在留資格変更を許可します。

※ 従前と同一の業務で就労を希望する方に限ります。（2020年10月12日から他の機関で従前と同一の業務をする場合も対象とする取扱いとなりました。）

- ③ EPA看護師候補者・EPA介護福祉士候補者（16号、17号、20号、21号、27号及び28号）及びワーキング・ホリデー（5号及び5号の2）で在留中の方
⇒ 在留期間の更新を許可します（在留期間は原則として「6月」とします。）。

※ EPA看護師・介護福祉士候補者等の場合、現在の受入れ機関及び受入れ施設において、これまで従事した業務と同種の業務に限ります。
 ※ ワーキング・ホリデーの場合、帰国困難者として「短期滞在」の在留資格に変更した方で、滞在中の生活費を補うことを目的として改めてワーキング・ホリデーに係る活動を希望する場合、ワーキング・ホリデー（5号及び5号の2）への在留資格変更が可能です。
 ※ 上記2(1)及び②については、2020年5月21日以前に、帰国が困難となったことに伴い「短期滞在（90日）」を許可されて在留中の元技能実習生等が就労を希望する場合も、対象になります。

- 3 その他の中長期在留者として在留中の方又は在留していた方のうち、就労を希望しない方
⇒ 「特定活動（6月・就労不可）」を許可します。
- 4 「短期滞在」で在留中の方（観光客の方など「短期滞在」で入国した方）
⇒ 「短期滞在（90日）」を許可します。

- ・ 前記1から4までについて、帰国できない事情が継続している場合は、更新を受けることが可能です。
- ・ 「特定活動（6月）」を更新するための申請は、在留期限のおおむね1か月前から受け付けます。1か月より前に申請を行った場合、審査結果が出るまで長期間お待たせする可能性があります。
- ・ 前記3と4について、日本での生計維持が難しい場合は、資格外活動（週28時間以内のアルバイト）を許可します。次のページを参照

例外的な取扱い

前記の1から4まで以外の在留資格を有する方（「特定活動（出国準備期間）」、失踪技能実習生、難民認定申請者等）について、在留資格の変更又は在留期間の更新を認めるに足りる相当の理由がある場合は、3月以下の在留期間を決定することがあります。

2. 在留期限までに出国できない方に対する措置(P.8~11)

➤ 帰国困難者の資格外活動許可（アルバイト）について

帰国困難者が就労（アルバイト）を希望する場合の資料
（翻訳版あり：英語、中国語（簡・繁）、
韓国語、スペイン語、ポルトガル語、スペイン語、
ベトナム語など）



<http://www.moj.go.jp/isa/content/001334300.pdf>（日本語）

2020年12月1日から、新型コロナウイルスの影響で、本国や居住地に帰国することができず、日本での生計維持が困難な外国人に対して、**週28時間以内の就労（アルバイト）**を認めることにしました。対象者や手続は次のとおりです。

対象者の要件

- ① 現在の在留資格で働くことができないこと（前ページの3や4の方など）
- ② 帰国が困難であること
- ③ 日本にいる親族や、所属機関からの支援が見込まれない場合など、帰国するまでの生計維持が困難であること

手続方法

上記の要件に該当し、週28時間以内のアルバイトを希望する場合は、地方出入国在留管理局に資格外活動許可申請をして、許可を受けます。

申請するときの必要書類

- パスポートと在留カード（在留カードは交付を受けている人のみ）
- 資格外活動許可申請書
（申請書はこちら⇒<http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-8.html>）
- 帰国が困難であることについて、合理的な理由があることを確認できるもの（※）
- 理由書（サンプルはこちら⇒<http://www.moj.go.jp/isa/content/001334282.doc>）
（※）直近の在留資格変更許可申請等で、提出している場合は、再度提出していただく必要はありません。



理由書



申請書

申請場所

- 住んでいる地域を担当する地方出入国在留管理局（空港を除く支局、出張所を含む）

その他

- 手数料はかかりません。

2. 在留期限までに出国できない方に対する措置(P.8~11)

【参考】 ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人等への対応について

- **ミャンマーにおいては**、2021年2月1日に国軍によるクーデターが発生し、各地で抗議デモが活発化している。国軍・警察の発砲等による一般市民の死亡・負傷事案が発生し、デモに参加していない住民に対する暴力等も報告されており、**情勢は不透明で直ちに好転する兆しが見られない。**

⇒ **ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人については**、緊急避難措置として、**在留や就労を認めることとしました。**また、**難民認定申請者については**、**審査を迅速に行い**、難民該当性が認められる場合には適切に難民認定し、**難民該当性が認められない場合でも**、上記と同様に緊急避難措置として、**在留や就労を認めることとしました。**

付与される在留資格及び期間

・現に有する在留資格の活動を満了した者で、在留を希望する者

・自己の責めに帰すべき事情によらず、現に有する在留資格の活動を満了せず、在留を希望する者

・自己の責めに帰すべき事情により、現に有する在留資格の活動を満了せず、在留を希望する者

※失踪した技能実習生、自主退職した元就労資格者及び除籍・退学した留学生など。

特定技能の業務に必要な技能を身につけたい者

「特定活動（6か月・就労可）」

※ 本国情勢が改善しない場合は、更新可。

「特定活動（1年・就労可）」

※ 特定産業分野（介護・農業等の14分野）で就労可。
※ 本国情勢が改善しない場合は、6月の範囲で更新可。

「特定活動(6か月・週28時間以内の就労可)」

※ 本国情勢が改善しない場合は、更新可。

P. 21~22の「雇用維持支援」の対象となりました。

3. 再入国許可の有効期限内に再入国できなかった永住者の方に対する措置(P.12)

内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内（※）に日本へ再入国することが困難な「永住者」について、入国が可能となった後に、**上陸特別許可により「永住者」を許可する。**

※ 在外公館において再入国許可の有効期間の延長が可能な場合の延長後の許可期間を含む。

対象者

「永住者」のうち、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間の満了日が、2020年1月1日から滞在先の国・地域が入国制限を解除された日の~~6か月後6か月~~**以降で当庁が別途指定する日までの方。**

2021年4月16日から変更

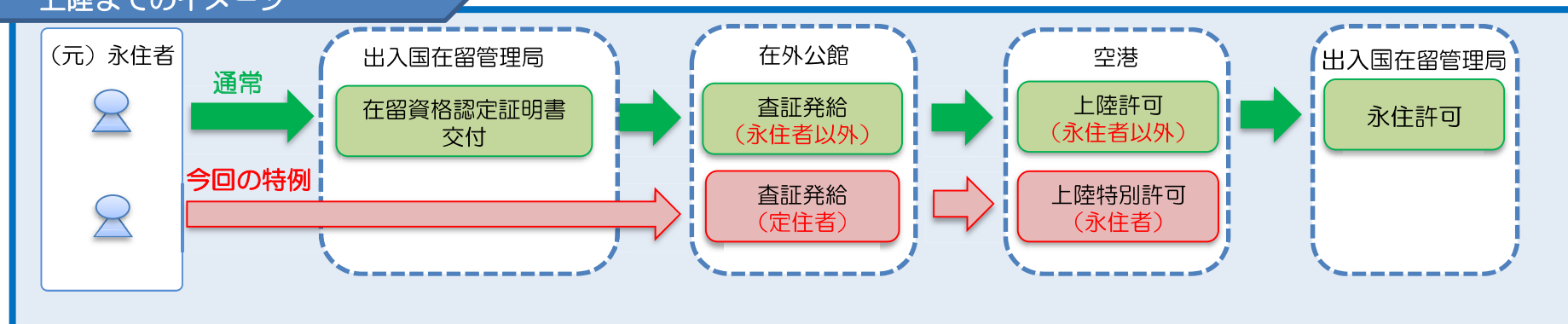
手続方法

2021年4月16日から変更

入国制限が解除された日の~~6か月後6か月~~**以降で当庁が別途指定する日までに**、滞在先の日本国大使館・領事館（在外公館）に「定住者」の査証申請を行ってください。

査証が発給されたら、日本への入国時に、日本の空港で「永住者」として新たに入国するための手続を行います。

上陸までのイメージ



再入国許可の有効期間内に日本への再入国が困難な永住者の方についての資料
（翻訳版あり：英語，中国語（簡・繁），韓国語，スペイン語，ポルトガル語，
スペイン語，ベトナム語など）

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930006015.pdf> （日本語）



4. 在留資格認定証明書交付申請に係る措置(P.13~15)

在留資格認定証明書の有効期限に係る特例

本邦に入国を予定している方に係る取扱いの資料（翻訳版あり：英語、中国語（簡・繁）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語など）

<http://www.moi.go.jp/isa/content/930005022.pdf>（日本語）



今般、依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大が入国手続に影響を及ぼしていることに鑑み、下記のとおり、**認定証明書の有効期間の更なる延長措置**を講じることとします。

※ なお、下記の新たな取扱い以降、認定証明書の有効期間の更なる延長は行いませんが、前回の申請内容から変更がなく、2022年7月31日以降で当庁が指定する日までに認定証明書交付申請をする場合は、原則として、①交付済みの認定証明書（原本又は写し）及び②受入機関等が作成した理由書を提出すれば、速やかに新たな認定証明書を交付することとします

これまでの取扱い	新たな取扱い
①対象となる在留資格 在留資格認定証明書の対象となる全ての在留資格	①対象となる在留資格 在留資格認定証明書の対象となる全ての在留資格
②対象地域 全ての国・地域	②対象地域 全ての国・地域
③対象となる在留資格認定証明書 2019年10月1日以降に作成されたもの	③対象となる在留資格認定証明書 2020年1月1日以降に作成されたもの
④有効とみなす期間 <ul style="list-style-type: none"> 作成日が2019年10月1日～12月31日 → 2021年4月30日まで（これまでの取扱いと同じ） 作成日が2020年1月1日～2021年1月30日 → 2021年7月31日まで 作成日が2021年1月31日～ → 作成日から「6か月」有効 	④有効とみなす期間 <ul style="list-style-type: none"> 作成日が2020年1月1日～2021年7月31日 → 2022年1月31日まで 作成日が2021年8月1日～2022年1月31日 → 作成日から「6か月間」有効
⑤有効とみなす条件 在外公館での査証発給申請時、受入れ機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能である」ことを記載した文書を提出する場合	⑤有効とみなす条件 在外公館での査証発給申請時、受入れ機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能である」ことを記載した文書を提出する場合 ※ 査証申請より3か月経過した場合には、改めて上記文書を提出願います。

4. 在留資格認定証明書交付申請に係る措置(P.13~15)

➤ 再入国許可（みなし再入国含む）による出国中に在留期限を経過した方及び在留資格認定証明書の有効期限が経過した方に対する特例

本邦に入国を予定している方に係る取扱いの資料（翻訳版あり：英語、中国語（簡・繁）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語など）
<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005852.pdf>（日本語）



下記①及び②のとおり、在留資格認定証明書交付申請の提出書類を簡素化します。また、通常よりも迅速に審査します。

	①再入国出国中に在留期限が経過した方	②在留資格認定証明書の有効期限が経過した方
対象	<p>再入国出国前から、活動内容や身分関係に変更がない方が対象です。 次のいずれにも当てはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> 再入国許可による入国期限が2020年1月1日以降の方 滞在する国・地域が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る入国制限が解除された日から6か月後6か月以降で当庁が別途指定する日までに再入国許可による入国期限が満了する方 <p>※ 在留期限の満了日まで1か月未満の方で、期限内に再入国の目処が立たない方も対象です。</p>	<p>前回の申請内容から変更がない方が対象です。</p> <p>2020年1月1日以降から2021年1月29日までの間に作成された在留資格認定証明書を交付されている方</p> <p>2021年7月5日から変更</p> <p>※ 作成日が2020年1月1日から2021年7月31日までのものは2022年1月31日まで有効、さらに、作成日が2021年8月1日から2022年1月31日までのものは、作成日から「6か月」有効とみなしています。これらの有効期限を経過する方が対象です。</p> <p>※ 入国予定日において、在留資格認定証明書の有効期限が経過することが見込まれる方も対象です。</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 ※ 在留資格に応じた「在留資格認定証明書交付申請書」を御利用願います。 ※ 「高度専門職2号」で在留していた方については、従前の活動に応じ「高度専門職1号」（イ、ロ、ハのいずれか）を申請してください。（入国時に日本の空港で「高度専門職2号」として新たに入国するための手続をします。 受入機関等が作成した理由書 ※ 理由書の参考様式を参照の上、作成願います。 <p>日本人の配偶者等、定住者、永住者の配偶者等用の理由書</p> <p>左記以外の在留資格用</p> <ul style="list-style-type: none"> 従前の在留カードの写し ※ 券面の情報が確認可能なものであれば、写真画像やFAXでも可。提出ができない場合は、その理由を記載した説明書（様式自由）を提出願います。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 ※ 在留資格に応じた「在留資格認定証明書交付申請書」を御利用願います。 受入機関等が作成した理由書 ※ 理由書の参考様式を参照の上、作成願います <p>日本人の配偶者等、定住者、永住者の配偶者等用の理由書</p> <p>左記以外の在留資格用</p> <ul style="list-style-type: none"> 交付済みの在留資格認定証明書（原本又は写し） ※ 査証申請時に在留資格認定証明書を提出したことなどを理由として提出ができない場合は、その理由を記載した説明書（様式自由）又は査証申請受理票（写し）を提出願います。

- 処理期間は、いずれも2週間が目安です。
- ①の場合は前回許可、②の場合は前回の在留資格認定証明書交付時から身分関係等に変更があった場合などは、必要に応じ、その他の立証資料の提出を求められることがあります。この場合、審査に時間がかかる場合もあります。
- 在留資格「永住者」と「定住者」及び「特定活動」のうち告示に該当しない活動が指定される方は、在留資格認定証明書交付申請の対象外です。この場合、在外公館での査証申請を行います。また、他の在留資格を希望される方であって、本邦に申請代理人となる方がいない場合も、在外公館での査証申請になります。

4. 在留資格認定証明書交付申請に係る措置(P.13~15)

➤ 在留資格認定証明書交付申請の代理人がない場合等の入国手続について

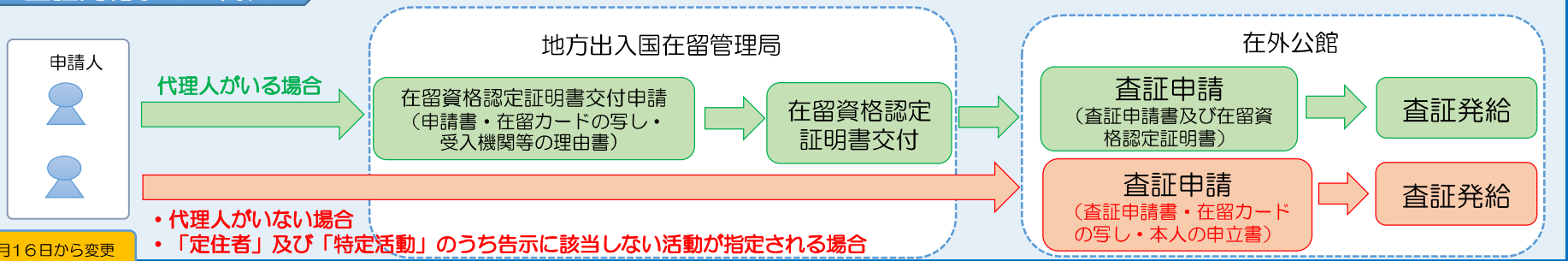
在留資格認定証明書交付申請の代理人がない場合等の入国手続について
<http://www.moj.go.jp/isa/content/930006066.pdf>



概要

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内に日本へ再入国することが困難な中長期在留者について、本邦に在留資格認定証明書交付申請の代理人がいる場合は、地方出入国在留管理局において、申請書、受入機関等の理由書、在留カードの写しのみで申請を受け付けているところ、本邦に申請代理人がない場合については、在外公館において、原則として申請書、在留カードの写し及び本人の申立書のみで査証申請を受け付けます。
 - ② 在留資格認定証明書交付申請の対象とならない在留資格（「定住者」及び「特定活動」のうち告示に該当しない活動が指定されるもの）の者についても、同様に、原則として申請書、在留カードの写し及び本人の申立書のみで査証申請を受け付けます。
- (※) ①②いずれも、必要に応じて他の立証資料を求める場合があります。

査証発給までの流れ



2021年4月16日から変更

対象者

- みなし再入国許可（再入国許可を含む。）の有効期間の満了日が2020年1月1日から滞在先の国・地域が入国制限を解除された日（注）の6か月後6か月以降で当庁が別途指定する日までの期間であって、次のいずれかに該当する方
 - ① 本邦に申請代理人がない元中長期在留者
 - ② 在留資格認定証明書交付申請の対象とならない在留資格（「定住者」及び「特定活動」のうち告示に該当しない活動が指定されるもの）の者
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内に日本へ再入国することができなかった方が対象

査証申請期限

滞在先の国・地域が入国制限を解除された日
 (注) の6か月後6か月以降で当庁が別途指定する日まで

2021年4月16日から変更

(注) 「入国制限を解除された日」とは、滞在中の国・地域に係る上陸拒否及び既に発給された査証の効力停止のいずれも解除された日を言います。各国・地域の入国制限措置解除日の一覧表はこちら
<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005848.pdf>



5. 在留カードの代理受領に係る措置(P.16)

➤ 在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を行った後、再入国出国した方に対する特例

内容

再入国許可（みなし再入国許可を含む。）により出国中である方が出国前に在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請又は永住許可申請を行っている場合であって、新型コロナウイルス感染症の影響により再入国できないときは、**本邦にある親族又は受入れ機関の職員等による当該申請の許可に係る在留カードの代理受領を認める**こととし、出国中の方が再入国許可による上陸申請を行うことを可能とします。

代理受領する際の持ち物

- 通知書（入管から送付された通知はがき）
- 委任状（FAXや写しでも可）
- 通知書に記載された収入印紙
- 委任を受けた方の身分証明書

※ 通知書がない場合は、申請人のパスポートのコピー又は在留カードのコピーを持参してください。

※ 委任状の様式は、以下のWEBサイトを御活用ください。

（日本語） <http://www.moi.go.jp/isa/content/930005350.doc>

（英語） <http://www.moi.go.jp/isa/content/930005351.doc>



(日本語)



(English)

在留諸申請中に再入国許可により出国した方に関する資料
<http://www.moi.go.jp/isa/content/930005850.pdf>



6. 留学生に対する対応(P.17~18)

- 教育機関において引き続き教育を受ける場合又は教育を受ける活動を行わず帰国が困難な場合

教育機関において引き続き教育を受ける場合

在留資格「留学」に係る在留期間更新許可を受け、引き続き教育を受ける活動を行うことができます。

- ⇒ 現在在籍している教育機関から転籍等して教育を受ける場合やこれまで在籍していた教育機関でない教育機関で教育を受ける場合も更新できます。
- ⇒ 専ら日本語教育を受ける場合は通常2年間の在留ですが、これを超えて更新できます。
- ⇒ 資格外活動許可を受けた場合は、原則として1週につき28時間以内のアルバイトが認められます。

教育を受ける活動を行わず帰国が困難な場合

在留資格「留学」で在留中の方又は帰国が困難となったことに伴い「留学」から「短期滞在」への在留資格変更許可を受けて在留中の方は、就労の希望の有無に応じて、「特定活動（6月・就労可又は就労不可）」を許可します。

- ⇒ 帰国できない事情が継続している場合には、在留期間更新許可を受けることができます。
更新申請は、在留期限のおおむね1か月前から受け付けます。1か月より前に申請した場合、審査結果が出るまで長期間お待たせする可能性があります。

※ 詳しくは、P.8を確認してください。

2020年1月1日以降2021年3月末までに教育機関を卒業した留学生で「留学」の在留資格を有し、資格外活動の許可を受けている方が、帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる場合

- ⇒卒業後であっても1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

6. 留学生に対する対応(P.17~18)

- 卒業後の就職が決まっている場合又は卒業後の就職が決まっておらず就職活動を行うことを希望する場合

卒業後の就職が決定している場合

要件を満たせば、在留資格「技術・人文知識・国際業務」等への在留資格変更ができます。

卒業後も引き続き本邦内において就職活動を行うことを希望する場合

在留資格「特定活動」に係る在留資格変更許可を受け、卒業から1年間就職活動を行うことができます。
(大学、高等専門学校、専修学校専門課程を卒業した留学生に限る。)

- ⇒ 通常、卒業から1年間就職活動を行うことができますが、新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き就職活動を行う場合は、これを超えて更新できます。
- ⇒ 資格外活動許可を受けた場合は、原則として1週につき28時間以内のアルバイトが認められます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた留学生への対応について

<http://www.moi.go.jp/isa/content/930005235.pdf>



継続就職活動中又は内定待機中の方の在留期間の更新について

<http://www.moi.go.jp/isa/content/930005182.pdf>



7. 技能実習生に対する対応(P.19~20)

▶ 技能実習生に関する特例

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた技能実習生の
在留諸申請の取扱いについての資料（翻訳版あり：やさしい日本語）
<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005054.pdf>



内容

1 本国への帰国が困難な方

就労の希望の有無に応じて、「特定活動（6月・就労可又は就労不可）」への在留資格変更が可能です。 ← 詳しくは、8ページを確認してください。

2 技能検定等の受検ができないために次の段階の技能実習へ移行できない方

受検・移行ができるようになるまでの間、「特定活動（4月・就労可）」への在留資格変更が可能です。

※ 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります。

3 実習先の経営悪化等により技能実習の継続（注）が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）

一定の条件を満たすことにより、特定産業分野（介護、農業等の14分野）で就労が認められる「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です。 ← 詳しくは、21~22ページを確認してください。

（注）予定された技能実習を修了した技能実習生であって、本国への帰国が困難な方も対象となります（2020年9月7日追加）

以下については、技能実習2号を修了される方への案内です。

※ 移行の準備が整っている方は「特定技能1号」への変更が可能です。
変更手続きについては、こちらを参照してください。



http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00197.html

4 「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない方

移行準備の間、「特定活動（4月・就労可）」への在留資格変更が可能です。

※ 「技能実習3号」を修了される方も対象となります。

※ 既に移行のための準備が整っている方については、「特定技能1号」への在留資格変更が可能です。

5 「技能実習3号」への移行を希望される方

優良な監理団体及び実習実施者の下であれば、「技能実習3号」への在留資格変更が可能です。

※ 詳細については、以下のWEBページを参照してください。

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00146.html



本特例のまとめは
次ページ